

温泉分析書 別表^(注)

源泉名	雲仙温泉(小地獄)
源泉所在地	長崎県雲仙市小浜町雲仙字小地獄453番地
源泉分析申請者	株式会社 青雲荘
泉質	単純硫黄温泉(硫化水素型)(低張性 弱酸性 高温泉) (旧泉質名:単純硫化水素温泉)
禁 忌 症 ・ 適 応 症 等	(1) 浴用上の一般的注意事項 ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。 その後は、1日当たり2回ないし3回までとする。 イ 温泉療養のための必要な期間は、おおむね2～3週間を適当とする。 ウ 温泉療養開始後、おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。 エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意をすること。 ・入浴時間は、入浴温度により異なるが、最初は3分ないし10分程度とし、慣れるに従って延長してもよい。 ・入浴中は、一般に安静を守る。但し運動浴は、別とする。 ・入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。但し湯ただれを起こしやすい人は、逆に真水で洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。 ・入浴後は、湯冷めに注意して一定の安静を守る。 ・次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。 ① 高度の動脈硬化症 ② 高血圧症 ③ 心臓病 ・熱い温泉に急に入るとめまい等を引き起こすことがあるので十分に注意をする。 ・食事の直前・直後の入浴は、避けることが望ましい。 ・飲酒してからの入浴は、特に注意する。
	(2) 温泉の一般的禁忌症(浴用) 急性疾患(特に熱がある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(初期と末期)
	(3) 泉質別禁忌症(浴用) 皮膚、粘膜の過敏な人特に光線過敏症の人 (硫化水素型) 高齢者の皮膚乾燥症
	(4) 療養泉の一般的適応症(浴用) 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、打ち身、くじき慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
	(5) 泉質別適応症(浴用) 慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病 (硫化水素型) 高血圧症、動脈硬化症、その他は上記に準ずる

(注) この表は、県知事への温泉分析等の掲示の届出(温泉法第13条並びに同法施行規則第5条に基づく。)の際の参考資料となるものです。

禁忌・適応症等は、昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局長通知「温泉法第13条の運用について」の中の別紙「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」から当該泉質に係る部分を抜粋したものです。